

重要 G-MIS報告時の注意事項①

➤ 【全機関】 定期報告の場合は「定期」報告ボタン、新規報告の場合は「新規」報告ボタンを押下して入力願います。

<G-MISログイン画面>

(ユーザ名・パスワードを入力)

厚生労働省 G-MIS
医療機関等情報支援システム

G-MIS操作、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に関する「よくあるお問い合わせ」を [こちら](#) にまとめています。
G-MIS事務局へお問い合わせの前に、ご一読いただけますようお願い申し上げます。

ユーザ名
パスワード

ログイン

パスワードをお忘れですか？

<G-MISホーム画面>

(ログイン後の画面)

※初回ログイン時は担当者とメールアドレスの登録内容をご確認ください

ユーザ 基礎情報登録

日次調査 週次調査 緊急配布要請

病床機能報告 外来機能報告 特例水準申請 (医師時短計画)

各種調査・報告 医療機能情報提供制度

定期
報告機関
の場合

ボタン押下後
(ほとんどの
機関がこちら
に該当)

厚生労働省 G-MIS
医療機関等情報支援システム

機関コード：2023021001 機関名：XX病院

G-MISからのメッセージ

【サンプルメッセージ】
全国統一システムでの情報提供をご利用いただくにはG-MISより報告を実施する必要があります。
ご不明点は各都道府県のご担当者様へお問い合わせください。

新規報告 定期報告 随時報告 報告取消

臨時休診

新規報告ボタンは
押下できません

随時報告は、定期報告以外のタイミングで
報告事項を修正する際に実施するもので
すので、今回は押下しないでください。

新規
報告機関
の場合

ボタン押下後

厚生労働省 G-MIS
医療機関等情報支援システム

機関コード：2023021001 機関名：XX病院

G-MISからのメッセージ

【サンプルメッセージ】
全国統一システムでの情報提供をご利用いただくにはG-MISより報告を実施する必要があります。
ご不明点は各都道府県のご担当者様へお問い合わせください。

新規報告 定期報告 随時報告 報告取消

臨時休診

「新規報告」ボタンのみ押下可(他のボタンは
押下不可)
=> 報告時は「新規報告」ボタンを押下
し入力

重要 G-MIS報告時の注意事項②

- **【全機関】** 今回の定期報告・新規報告情報は令和6年4月から稼働する「医療情報ネット」に掲載されます（ふくしま医療情報ネットは令和6年3月末で閉鎖します）が、報告期限までに報告いただけない場合、医療機関情報が「医療情報ネット」に掲載されませんので、必ず期限までに報告をお願いします。

※システムの仕様上、新規報告の場合は「医療情報ネット」に随時掲載可能ですが、ウェブサイト稼働開始の令和6年4月1日に間に合うよう、報告期限までに報告くださいますようお願いいたします。

- **【定期報告機関】** 令和5年5月末時点のふくしま医療情報ネット登録情報（機関名称、開設者・管理者名、所在地等）がG-MIS入力時の初期値となるようデータ移行していますが、G-MISでは、ふくしま医療情報ネットと一部報告項目が異なるため、G-MISの報告画面上で初期値として表示されている内容を含む全ての報告項目について、一通り見直しをお願いします。

※新規報告の場合は、G-MIS報告時、全ての報告項目が空欄となっています。

- **【新規報告機関】** G-MISで新規報告実施後、定期報告期間内であれば「定期」報告ボタンが押下可能となりますが、新規報告に続けて定期報告を行う必要はありません。

- **【病院・診療所・歯科診療所のうち一般の方向けの外来診療を行わない機関】** 診療対象者が限定的であり一般の方向けの外来診療を行わない機関（介護施設や企業などの施設内診療所等）で、「医療情報ネット」での住民向け情報掲載を希望しない場合は、G-MIS報告画面「1.(1)基本情報」の報告項目「外来区分」で選択肢「9：その他一般外来を行わない」を選択することにより、「医療情報ネット」の検索対象機関から除外され、住民向け情報として公表されません。

分類	項目
1 管理・運営・サービス・アメニティに関する事項	1.(1) 基本情報
	1.(1) 基本情報 (診療科目)
	1.(1) 基本情報 (診療科目) 詳細
	1.(1) 基本情報 (診療科目) 診療時間
	1.(2) 病院・診療所・歯科診療所へのアクセス等
	1.(3) 院内サービス・アメニティ

一般の方向けの外来診療を行わない機関で、ウェブサイト掲載を希望しない機関は「9:その他一般外来を行わない」を選択 ※一般の方向けの外来診療を実施する機関は必ず「1:一般」を選択

以降のページでは下記報告事項に関する注意事項を御説明します

病院・診療所・歯科診療所・助産所の皆さまへ

○ 令和6年1月以降の医療機能情報提供制度の定期報告等にあたっては下記の事項について注意をお願いします。

システム実装が間に合っておらずご迷惑おかけしますが、何卒よろしくお願いいたします。

1. 病院、診療所 [P 4](#)～

- ① **紹介受診重点医療機関**である場合の報告について
- ② **専門性資格**の報告について
- ③ 診察時間・外来受付時間における**時間帯表記**について

2. 歯科診療所 [P 9](#)～

- ① **紹介受診重点医療機関**である場合の報告について
- ② **専門性資格**の報告について
- ③ 「**対応することができる在宅医療**」の報告について
- ④ 診察時間・外来受付時間における**時間帯表記**について

3. 助産所 [P 16](#)～

- ① 就業時間・外来受付時間・面会受付時間における**時間帯表記**について

1. 病院・診療所

① 紹介受診重点医療機関である場合の報告について（対象機関：病院、診療所）

- 報告機関が「紹介受診重点医療機関」である場合の報告方法については、1.(4)費用負担「保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類」における「特記事項」欄に、病院の場合は「紹介受診重点病院」、診療所の場合は「紹介受診重点診療所」と記載ください。

【G-MIS報告ページ 1.(4)費用負担】

入力用画面

1. (4) 費用負担等

保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類

特記事項

○ 病院の場合：「紹介受診重点病院」
○ 診療所の場合：「紹介受診重点診療所」と入力する

- 住民患者側への公表時には「保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類」における「特記事項」欄に、病院の場合は「紹介受診重点病院」、診療所の場合は「紹介受診重点診療所」である旨が表示されます。

【医療情報ネット 保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類】

公表用画面

保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類

特記事項 ※本医療機関が紹介受診重点病院である場合、本欄に「紹介受診重点病院」と記載されます。

項目名	項目名
保険医療機関	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第1項に規定する医療保険各法及び同法に基づく療養等の給付の対象とならない医療並びに公費負担医療を行わない医療機関
労災保険指定医療機関	指定自立支援医療機関（更生医療）
指定自立支援医療機関（育成医療）	指定自立支援医療機関（精神通院医療）
身体障害者福祉法指定医の配置されている医療機関	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく指定病院又は応急入院指定病院

- 病院の場合：「紹介受診重点病院」
○診療所の場合：「紹介受診重点診療所」と表示される

② 専門性資格の報告について（対象機関：病院、診療所）

- 学会認定の専門性資格を持つ医師、歯科医師、薬剤師、看護師の在籍人数については、G-MISの「医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する事項」欄に入力可能です。
- なお、以下の認定組織・専門医資格については、**画面上の組織名を実際の組織名に読み替え**て入力をお願いします。

画面上の組織名	実際の組織名	専門医資格名
特定非営利活動法人日本胸部外科学会	一般社団法人日本胸部外科学会	心臓血管外科専門医
特定非営利活動法人日本胸部外科学会	一般社団法人日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医

- 一方で、**以下の3認定組織の専門性資格**については、システム実装が間に合っておらず上記の欄に入力できないため、代わりに「基本となる外来受付時間」における**「外来特記事項」欄に記載**をお願いいたします。⇒**次頁に続く**

①一般社団法人日本専門医機構（19資格）
内科専門医
小児科専門医
皮膚科専門医
精神科専門医
外科専門医
整形外科専門医
産婦人科専門医
眼科専門医
耳鼻咽喉科専門医
泌尿器科専門医
脳神経外科専門医
放射線科専門医
麻酔科専門医
病理専門医
臨床検査専門医
救急科専門医
形成外科専門医
リハビリテーション科専門医
総合診療専門医

②一般社団法人日本歯科専門医機構（6資格）
口腔外科専門医
歯周病専門医
歯科麻酔専門医
小児歯科専門医
歯科放射線専門医
補綴歯科専門医

③一般社団法人日本緩和医療薬学会（1資格）
緩和医療専門薬剤師

② 専門性資格の報告について（対象機関：病院、診療所）

- 具体的には、下記の例のように、「専門性資格名」「専門性資格認定組織名」「在籍人数」を、1.(1)基本情報「基本となる外来受付時間」における「**外来特記事項**」欄に記載ください。

【G-MIS報告ページ 1.(1)基本情報】

入力用
画面

1. (1) 基本情報

診療科目別の詳細 基本となる診療時間 基本となる外来受付時間

基本となる外来受付時間

時間帯1_開始時間 1400 ~ 時間帯1_終了時間 1700

時間帯2_開始時間 ~ 時間帯2_終了時間

時間帯3_開始時間 ~ 時間帯3_終了時間

外来特記事項

● 記載内容 (○○ ◇◇ △△)

- ：専門性資格名
- ◇◇：専門性資格認定組織名
- △△：在籍人数

【記載例】

- 例1：小児科専門医 一般社団法人日本専門医機構 5人
- 例2：口腔外科専門医 一般社団法人日本歯科専門医機構 3人
- 例3：緩和医療専門薬剤師 一般社団法人日本緩和医療薬学会 2人

- 住民患者側への公表時には、下記の例のように「基本となる時間 基本となる外来受付時間」における「**外来特記事項**」欄に表示されます。

【医療情報ネット 基本となる時間 基本となる外来受付時間】

公表用
画面

基本となる時間・外来受付時間			
基本となる時間帯	09:01-12:01	14:31-17:31	18:01-19:01
時間帯	09:01-12:01	14:31-17:31	18:01-19:01
基本となる診察日	月	火	水 木 金 土 日
外来特記事項			

【表示例】

- 例1：小児科専門医 一般社団法人日本専門医機構 5人
- 例2：口腔外科専門医 一般社団法人日本歯科専門医機構 3人
- 例3：緩和医療専門薬剤師 一般社団法人日本緩和医療薬学会 2人

③ 診療時間・外来受付時間における時間帯表記について（対象機関：病院、診療所）

- 病院・診療所の「診療時間」における時間帯表記について、**実際の診療時間が午前／午後／夜間かの時間帯に関わらず「時間帯1」より入力**ください。
- 病院・診療所の「外来受付時間」についても、診療時間同様**「時間帯1」より左詰めで入力**ください。
- **公表の際には午前／午後／夜間は表示されません。**

【G-MIS報告ページ 1.(1) 基本情報（診療科目）診療時間】

入力用画面

1. (1) 基本情報（診療科目）診療時間

曜日	時間帯1 (午前)	時間帯2 (午後)	時間帯3 (夜間)
月	0900 ~ 1200	1400 ~ 1700	1800 ~ 1900
火	0900 ~ 1200	1400 ~ 1700	1800 ~ 1900
水	1800 ~		

「外来受付時間」も同様の時間帯表記のため、診療時間と同様に入力願います。

入力画面上の時間帯表記（午前／午後／夜間）については無視し、「時間帯1」より入力する。

- 住民患者側への公表時には、病院・診療所の診療時間の「時間帯1」～「時間帯3」における内容は、**診療時間の3つの時間帯欄にそれぞれ表示**されます。

【医療情報ネット 病院・診療所の診療時間】

公表用画面

診療科目・診療日、診療時間、外来受付時間、予約診療の有無

◆内科（初診時予約：不可、予約外診察：可能、入院患者受入：可能、女性医師外来診察：いない）

曜日	月	火	水	木	金	土	日	祝
診療時間	09:00-12:00	09:00-12:00	14:00-17:00	14:00-17:00	09:00-12:00	09:00-12:00		
	14:00-17:00	14:00-17:00	18:00-19:00	18:00-19:00	15:00-17:00		-	-
	18:00-19:00	18:00-19:00	-	-	18:00-19:00			
外来診察対応	外来診察を実施している							

「外来受付時間」の場合も、3つの時間帯欄に「時間帯1」～「時間帯3」を表示

2. 齒科診療所

① 紹介受診重点医療機関である場合の報告について（対象機関：歯科診療所）

- 報告機関が「紹介受診重点医療機関」である場合の報告方法については、1.(4)費用負担「保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類」における「**特記事項**」欄に、**歯科診療所の場合は「紹介受診重点診療所」と記載**ください。

【G-MIS報告ページ 1.(4)費用負担】

入力用画面

1.(4) 費用負担等

保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類

特記事項

○ 歯科診療所の場合：「紹介受診重点診療所」と入力する

- 住民患者側への公表時には「保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類」における「**特記事項**」欄に、**歯科診療所の場合は「紹介受診重点診療所」である旨が表示**されます。

【医療情報ネット 保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類】

公表用画面

保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	
特記事項	項目名
※本医療機関が紹介受診重点診療所である場合、本欄に「紹介受診重点診療所」と記載されます。	
	項目名
保険医療機関	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第1項に規定する医療保険各法及び同法に基づく療養等の給付の対象とならない医療並びに公費負担医療を行わない医療機関
労災保険指定医療機関	指定自立支援医療機関（更生医療）
指定自立支援医療機関（育成医療）	指定自立支援医療機関（精神通院医療）
身体障害者福祉法指定医の配置されている医療機関	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく指定病院又は応急入院指定病院

○ 歯科診療所の場合：「紹介受診重点診療所」と表示される

② 専門性資格の報告について（対象機関：歯科診療所）

- 学会認定の専門性資格を持つ医師、歯科医師、薬剤師、看護師の在籍人数については、G-MISの「医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する事項」欄に入力可能です。
- なお、以下の認定組織・専門医資格については、**画面上の組織名を実際の組織名に読み替え**て入力をお願いします。

画面上の組織名	実際の組織名	専門医資格名
特定非営利活動法人日本胸部外科学会	一般社団法人日本胸部外科学会	心臓血管外科専門医
特定非営利活動法人日本胸部外科学会	一般社団法人日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医

- 一方で、**以下の3認定組織の専門性資格**については、システム実装が間に合っておらず上記の欄に入力できないため、代わりに「基本となる外来受付時間」における「**外来特記事項**」欄に記載をお願いいたします。⇒**次頁に続く**

① 一般社団法人日本専門医機構（19資格）
内科専門医
小児科専門医
皮膚科専門医
精神科専門医
外科専門医
整形外科専門医
産婦人科専門医
眼科専門医
耳鼻咽喉科専門医
泌尿器科専門医
脳神経外科専門医
放射線科専門医
麻酔科専門医
病理専門医
臨床検査専門医
救急科専門医
形成外科専門医
リハビリテーション科専門医
総合診療専門医

② 一般社団法人日本歯科専門医機構（6資格）
口腔外科専門医
歯周病専門医
歯科麻酔専門医
小児歯科専門医
歯科放射線専門医
補綴歯科専門医

③ 一般社団法人日本緩和医療薬学会（1資格）
緩和医療専門薬剤師

② 専門性資格の報告について（対象機関：歯科診療所）

- 具体的には、下記の例のように、「専門性資格名」「専門性資格認定組織名」「在籍人数」を、1.(1)基本情報「基本となる外来受付時間」における「**外来特記事項**」欄に記載ください。

【G-MIS報告ページ 1.(1)基本情報】

入力用画面

診療科目別の詳細 基本となる診療時間 基本となる外来受付時間

1. (1) 基本情報

基本となる外来受付時間

時間帯1_開始時間
1400

時間帯2_開始時間

時間帯3_開始時間

外来特記事項

● 記載内容 (○○ ◇◇ △△)

- ：専門性資格名
- ◇◇◇：専門性資格認定組織名
- △△△：在籍人数

【記載例】

例1：小児科専門医 一般社団法人日本専門医機構 5人

例2：口腔外科専門医 一般社団法人日本歯科専門医機構 3人

例3：緩和医療専門薬剤師 一般社団法人日本緩和医療薬学会 2人

- 住民患者側への公表時には、下記の例のように「基本となる時間 基本となる外来受付時間」における「**外来特記事項**」欄に表示されます。

【医療情報ネット 基本となる時間 基本となる外来受付時間】

公表用画面

基本となる時間・外来受付時間			
基本となる時間帯	09:01-12:01	14:31-17:31	18:01-19:01
時間帯	09:01-12:01	14:31-17:31	18:01-19:01
基本となる診察日	月	火	水 木 金 土 日
外来特記事項			

【表示例】

例1：小児科専門医 一般社団法人日本専門医機構 5人

例2：口腔外科専門医 一般社団法人日本歯科専門医機構 3人

例3：緩和医療専門薬剤師 一般社団法人日本緩和医療薬学会 2人

③ 「対応することができる在宅医療」の報告について（対象機関：歯科診療所）

- 歯科診療所における「対応することができる在宅医療に関する対応」の報告方法について、入力画面上に報告不要な項目が表示されているため、**報告が必要な項目のみ回答**ください。**それ以外の項目は回答の必要はありません。** ⇒次頁に続く

歯科診療所の「対応することができる在宅医療」で報告が必要な項目（○がある項目）

①在宅医療（13項目）	②在宅療養指導（4項目）	③診療内容（4項目）
○ 往診（終日対応することができるものに限る。）	○ 退院前在宅療養指導管理	○ 点滴の管理
○ 往診（上記以外の往診）	○ 退院前在宅療養指導管理（乳幼児加算）	中心静脈栄養
○ 退院時共同指導	在宅自己注射指導管理	腹膜透析
在宅患者訪問診療	在宅小児低血糖症患者指導管理	酸素療法
在宅時医学総合管理（オンライン在宅管理に係るものに限る）	在宅妊娠糖尿病患者指導管理	経管栄養
ホ以外の在宅時医学総合管理	在宅自己腹膜灌流指導管理	○ 疼痛の管理
施設入居時等医学総合管理	在宅血液透析指導管理	褥瘡の管理
在宅がん医療総合診療	在宅酸素療法指導管理	人工肛門の管理
○ 救急搬送診療	在宅中心静脈栄養法指導管理	人工膀胱の管理
在宅患者訪問看護・指導	在宅成分栄養経管栄養法指導管理	レスピレーター
在宅患者訪問点滴注射管理指導	在宅小児経管栄養法指導管理	○ モニター測定
在宅患者訪問リハビリテーション指導管理	在宅半固形栄養経管栄養法指導管理	尿カテーテル
訪問看護指示	在宅自己導尿指導管理	気管切開部の処置
介護職員等喀痰吸引等指示	在宅人工呼吸指導管理	○ 在宅ターミナルケアの対応
○ 在宅患者訪問薬剤管理指導	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理	
在宅患者訪問栄養食事指導	○ 在宅悪性腫瘍等患者指導管理	
○ 在宅患者連携指導	○ 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理	
○ 在宅患者緊急時等カンファレンス	在宅寝たきり患者処置指導管理	
在宅患者共同診療	在宅自己疼痛管理指導管理	
在宅患者訪問褥瘡管理指導	在宅振戦等刺激装置治療指導管理	
精神科訪問看護・指導	在宅迷走神経電気刺激治療指導管理	
精神科訪問看護指示	在宅仙骨神経刺激療法指導管理	
精神科在宅患者支援管理（オンライン在宅管理に係るものに限る）	在宅肺高血圧症患者指導管理	
精神科在宅患者支援管理（上記以外の精神科在宅患者支援管理）	在宅気管切開患者指導管理	
○ 歯科訪問診療	在宅難治性皮膚疾患処置指導管理	
○ 訪問歯科衛生指導	在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理	
○ 歯科疾患在宅療養管理	在宅経腸投薬指導管理	
○ 在宅患者歯科治療時医療管理	在宅腫瘍治療電場療法指導管理	
○ 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理	在宅経肛門的自己洗腸指導管理	
○ 小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理		
		④他の施設との連携（5項目）
		○ 病院との連携
		○ 診療所との連携
		○ 訪問看護ステーションとの連携
		○ 居宅介護支援事業所との連携
		○ 薬局との連携

③ 「対応することができる在宅医療」の報告について（対象機関：歯科診療所）

【G-MIS報告ページ 2.(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）】抜粋

報告ページでは、回答が必要な項目、それ以外の項目が混在している。

対応することができる在宅医療 ①在宅医療	
1 往診（終日対応することができるものに限る。） ①	<input type="button" value="不可"/> <input type="button" value="可能"/>
2 上記以外の往診 ①	<input type="button" value="不可"/> <input type="button" value="可能"/>
3 退院時共同指導 ①	<input type="button" value="不可"/> <input type="button" value="可能"/>
4 在宅患者訪問診療 ①	<input type="button" value="不可"/> <input type="button" value="可能"/>
5 在宅時医学総合管理(オンライン在宅管理に係るものに限る) ①	<input type="button" value="不可"/> <input type="button" value="可能"/>
6 5以外の在宅時医学総合管理 ①	<input type="button" value="不可"/> <input type="button" value="可能"/>
7 施設入居時等医学総合管理 ①	<input type="button" value="不可"/> <input type="button" value="可能"/>

報告に必要な項目に該当しないため回答不要



【医療情報ネット 対応することができる在宅医療】抜粋

公表ページでは、歯科診療所で該当する項目に絞って表示されます。

在宅医療	
項目名	項目名
1 往診（終日対応することができるものに限る）	2 上記以外の往診
3 退院時共同指導	9 救急搬送診療
1 5 在宅患者訪問薬剤管理指導	1 7 在宅患者連携指導
1 8 在宅患者緊急時等カンファレンス	2 5 歯科訪問診療
2 6 訪問歯科衛生指導	2 7 歯科疾患在宅療養管理
2 8 在宅患者歯科治療時医療管理	2 9 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理
3 0 小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理	

④ 診療時間・外来受付時間における時間帯表記について（対象機関：歯科診療所）

- 歯科診療所の「診療時間」における時間帯表記について、**実際の診療時間が午前／午後／夜間かの時間帯に関わらず「時間帯1」より入力**ください。
- 歯科診療所の「外来受付時間」についても、診療時間同様**「時間帯1」より左詰めで入力**ください。
- **公表の際には午前／午後／夜間は表示されません。**

【G-MIS報告ページ 1.(1) 基本情報（診療科目）診療時間】

入力用画面

1. (1) 基本情報（診療科目）診療時間

曜日	時間帯1 (午前)	時間帯2 (午後)	時間帯3 (夜間)
月	0900 ~ 1200	1400 ~ 1700	1800 ~ 1900
火	1400 ~ 1700	1800 ~ 1900	
水	1800 ~ 1900		

「外来受付時間」も同様の時間帯表記のため、診療時間と同様に入力願います。

入力画面上の時間帯表記（午前／午後／夜間）については無視し、「時間帯1」より入力する。

- 住民患者側への公表時には、歯科診療所の診療時間の「時間帯1」～「時間帯3」における内容は、**診療時間の3つの時間帯欄にそれぞれ表示**されます。

【医療情報ネット 歯科診療所の診療時間】

公表用画面

診療科目・診療日、診療時間、外来受付時間、予約診療の有無

◆内科（初診時予約：不可、予約外診察：可能、入院患者受入：可能、女性医師外来診察：いない）

曜日	月	火	水	木	金	土	日	祝
診療時間	09:00-12:00	09:00-12:00	14:00-17:00	14:00-17:00	09:00-12:00	09:00-12:00		
	14:00-17:00	14:00-17:00	18:00-19:00	18:00-19:00	15:00-17:00		-	-
	18:00-19:00	18:00-19:00	-	-	18:00-19:00			

外来診察対応 外来診察を実施している

「外来受付時間」の場合も、3つの時間帯欄に「時間帯1」～「時間帯3」を表示

3. 助産所

① 就業時間・外来受付時間・面会受付時間における時間帯表記について（対象機関：助産所）

- 助産所の「就業時間」における時間帯表記について、**実際の就業時間が午前／午後／夜間かの時間帯に関わらず「時間帯1」より左詰めで入力**ください。就業日にも関わらず**時間帯1に入力がない場合、エラー**となります。
- 助産所の「外来受付時間」「面会受付時間」についても、就業時間同様**「時間帯1」より左詰めで入力**ください。
- **公表の際には午前／午後／夜間は表示されません。**

【G-MIS報告ページ 1.(1) 基本情報（就業時間）】

1. (1) 基本情報（就業時間）

入力用画面

曜日	時間帯 1 (午前)	時間帯 2 (午後)	時間帯 3 (夜間)
月	0900 ~ 1200	1300 ~ 1700	
火	~ 1200	1300 ~ 1700	
水			
木		1300	

「外来受付時間」「面会受付時間」も同様の時間帯表記のため、就業時間と同様に入力願います。

入力画面上の時間帯表記（午前／午後／夜間）については無視し、「時間帯1」より入力する。

- 住民患者側への公表時には、助産所の就業時間の「時間帯1」～「時間帯3」における内容は**「就業時間帯1」～「就業時間帯3」欄に、それぞれ表示**されます。

【医療情報ネット 助産所の就業時間】

公表用画面

就業時間				
曜日	月	火	水	木
就業時間帯1	09:00-12:00	09:00-12:00	13:00-17:00	09:00-12:00
就業時間帯2	13:00-17:00	13:00-17:00	-	13:00-17:00
就業時間帯3	-	-	-	-

「外来受付時間」の場合「外来時間帯1」～「外来時間帯3」と表示

面会受付時間				
面会区分	面会なし			
曜日	月	火	水	木
面会時間	-	-	-	-

「面会受付時間」の場合、該当曜日の欄に「時間帯1」～「時間帯3」にあたる内容を3行で表示